

人口密集地における爆発性兵器（EWIPA）に係る政治宣言採択式  
吉川大臣政務官ステートメント

コーヴニー議長、  
御出席の皆様、

本日は、皆様と共にこの重要な採択式に出席できることを心より嬉しく思います。人口密集地における爆発性兵器（EWIPA）に係る政治宣言が、本日採択に至ったことは、国際社会にとっての大きな成果です。本政治宣言についてイニシアティブを発揮されたアイルランド政府に、日本政府を代表して感謝をお伝えいたします。

本日、我々は、武力紛争下における文民保護の重要性と、国際法遵守の必要性を確認するため、この場に集っています。我々は、人口密集地における爆発性兵器の使用において文民への被害が発生することへの懸念を共有しています。EWIPAの被害者の多くが文民であることが、各種報告において指摘されており、その被害の軽減は急務です。

昨今の極めて厳しい安全保障環境において、大変残念ながら、我々は毎日のように武力紛争下における文民の被害に関するニュースを耳にします。今次ポーランドの爆発事案で犠牲者が出ていることに弔意を表します。今次事案は突き詰めれば、ロシアによるウクライナ侵略に起因するものです。我が国は調査の進展を注視しています。また、これまでのロシアの攻撃により、ウクライナ各地において、多くの市民が犠牲になっています。我々はそのことを極めて深刻に受け止め、強い衝撃を受けています。こうした無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり断じて許されず、我が国はこれを厳しく非難します。

こうした状況の中で、EWIPAの政治宣言を採択し、文民保護に係るコミットメントを示すことは大きな意義のあることです。国際人道法は、武力紛争についての強固な法的基盤を提供するものであり、武力紛争下での文民保護の拠り所となるものです。現在の厳しい安全保障環境において、その重要性は一層増しています。

本政治宣言は、新たな法規範を生み出すことを目的としたものではありませんが、人類の長年の努力により発展してきた国際人道法の原則に今一度立ち返り、文民の保護のための実践的かつ現実的な措置の推進に資するものです。我が国は、ここにいる志を同じくする各国、国際機関、市民社会と共に、文民の被害軽減に資する取組を進めていくための国際社会の取組に貢献をしてまいります。

また、本政治宣言は、国際社会のこれまでの軍備管理・軍縮分野の取組の延長線上にあるものです。我が国は、人口密集地における爆発物使用への対策を含む通常兵器の軍備管理・軍縮に積極的に取り組んでまいりました。例えば、まさにEWIPA宣言が深刻に懸念するところである、非国家主体による即席爆発装置（Improvised Explosive Devices：IED）使用の増加に関して、我が国は、2021年の特定通常兵器使用禁止条約（CCW）改正議定書Ⅱ議長国としてIED宣言の改定を取りまとめました。この宣言は、近年の現状に合わせた上で、IED問題への対処を求めるものです。また、地雷・不発弾についても、除去活動に対する継続的な支援、地域協力・南南協力の推進、被害者に対する包括的な支援を実施してまいりました。

我が国は、2023年から2年間、安全保障理事会理事国を務めます。また、来年はG7議長として、広島でサミットを開催します。

そうした役割を真摯に果たし、これからも、国際の平和と安定のため、引き続き積極的に貢献してまいります。

最後に、本政治宣言採択に向けて議論に貢献してきた各国政府関係者、国際機関、市民社会に、改めて敬意をお伝えするとともに、文民保護強化への誓いを新たにいたします。

ありがとうございました。